



利尻富士町感染防止対策継続支援金事業募集要項

《趣旨》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道における緊急事態措置を受けて店舗の休業や営業時間の短縮、感染リスクの低減など自主的な取り組みを行う事業者を対象に支援金を先行して支給しているところですが、緊急事態措置解除後の町内経済活動再開にあたっては、「新しい生活様式」の実践に取り組む必要があることから、対象事業者を拡大し、感染防止対策を継続する取組を支援します。

《支給額》

	対象業種 ※法人・個人問わず	町の給付金額
①	○宿泊施設	30万円
②	○医療施設（歯科・薬局・鍼灸マッサージ等） ○生活必需物資販売施設（食品売場、コンビニ、ホームセンター、ガソリンスタンド、衣料品店、文房具屋、酒屋等） ○食事提供施設（利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金対象施設）※ ○交通機関等（ハイヤー、レンタカー、物流サービス（宅配含む）等） ○工場等（製造業） ○その他（理髪店、美容院、葬儀・花屋、本屋、家電販売店、家具屋、自動車販売店、クリーニング店、修理店（時計・靴・洋服等）等）	20万円
③	○その他町長が認める業種（建設業・土木業・設備業）	10万円

※ 北海道休業協力・感染リスク低減支援金対象者は支給対象外となります。

※ 利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金（15万円支給の飲食店）対象者は、上記給付金額になるよう追加支給します。

《対象者》

- ・本町の区域内で上記対象業種を営む法人又は個人事業者。
- ・交付要件に示す感染症防止対策を実施し、国が公表する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の取組を実践する事業者。

※注意：本支援金は事業者単位で支援することから、複数の業種・事業所を経営する事業者の場合であっても、一事業者として、定額の支援金を支給致します。

《申請から給付の流れ》

- ・申請に必要な申請書類一式を役場ロビーと鬼脇支所ロビーに置いてありますので、そこから各事業者一部を受領願います。（非接触対応とします。）
- ・本募集要項の内容を確認の上、申請書類を作成し、同封の返信用封筒にて投函願います。
- ・到着した申請書類を審査の上、交付決定通知又は不交付決定通知を送付します。
（審査の際、不備の書類や確認事項がありましたら電話にて確認させていただきます。）
- ・交付決定後は、指定の口座へ振り込み致します。

《交付要件》

- ・今後の営業において、以下の感染拡大防止対策を実施するとともに、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の取組を実践する事業者

【感染拡大防止対策】

感染拡大防止対策の取組（以下の3項目それぞれ一つ以上を実施）	
<input type="checkbox"/> 3密（密閉・密集・密接）の防止	<input type="checkbox"/> ソーシャルディスタンスの徹底、座席配置の工夫 <input type="checkbox"/> 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 一定の人数以上の入場制限 <input type="checkbox"/> その他の取組（ ）
<input type="checkbox"/> 感染防止対策の実施	<input type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のための工夫（仕切り等） <input type="checkbox"/> 発熱などの症状がある方の入場制限 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 安全のための設備を整備	<input type="checkbox"/> 手指消毒設備の設置 <input type="checkbox"/> 体温計の設置 <input type="checkbox"/> その他（ ）

《申請受付期間》

- ・令和2年7月31日までを受付期間とします。

《申請に必要な書類》

- (1) 利尻富士町感染防止対策継続支援金交付申請書
- (2) 営業の実態が確認できるもの（法人の場合は直近の税務申告書の写し、個人事業主の場合は確定申告書の写しなどの営業実態が分かる資料）
- (3) 感染拡大防止対策の取組が確認できる写真（上記取組が確認できる写真等）
- (4) 誓約書 ※必ず自署をお願いします。
- (5) 通帳（写） ※口座（名義人、番号、種別、金融機関名・支店名）が分かる頁の写し
※場合によっては追加の資料を求められることがあります。

※注意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響と関係なく、その以前から休業していた事業者は今回の支援金の対象となりません。
- ・ この支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

【問合せ先】

利尻富士町産業振興課商工観光係 担当：関・吉田
TEL0163-82-1111 FAX0163-82-1373